

森林GISフォーラム
会長 鷹尾 元 殿

林野庁森林整備部計画課長

森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドラインの見直しに
ついて（通知）

平素より、林野行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、林野庁では、森林関連情報の整備・提供を通じた適正な森林管理の推進に向け、令和 3 年に改正された個人情報保護法を踏まえ、「森林関連情報のオープンデータ化等の取扱いに関するガイドライン」を本年 1 月に作成、公開するとともに、森林簿等を管理する各都道府県に周知し、積極的な森林関連情報のオープンデータ化を促しているところです（参考 1、2）。

については、貴フォーラムが現在著作権を有し、森林情報標準仕様分科会の Web ページにおいて公開している「森林クラウドシステムに関わる情報セキュリティガイドライン ver. 6.0」（令和 3 年 3 月）につきましても、森林クラウドシステムを運用している地方自治体の適切な対応に資するよう、「森林関連情報のオープンデータ化等の取扱いに関するガイドライン」も参考にしながら更新を行っていただくようお願いします。

なお、本依頼は、令和 6 年の地方分権改革に関する地方自治体からの提案（参考 3）に対応する必要があるため発出しているものであることを申し添えます。

【添付資料】

- （参考 1）各都道府県あて通知文「森林関連情報のオープンデータ化等の取扱いに関するガイドラインについて」（令和 7 年 1 月 31 日付け 6 林整計第 543 号林野庁森林整備部計画課長通知）
- （参考 2）森林関連情報のオープンデータ化等の取扱いに関するガイドライン（本文）
https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/smartforest/smart_forestry.html
- （参考 3）令和 6 年地方分権改革に関する内閣府と農林水産省の最終調整結果（抜粋）
https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r06/r6_kekka_13_maff.pdf

※管理番号 33 参照